

## 平成26年度 魚津市保育料徴収金額表

所得税は平成23年分から、市民税は平成24年度から、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(38万円)及び年齢16歳以上18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。下記の表での所得税額、市民税所得割とは、扶養控除の廃止がないものとして再計算された額を用います。

なお、保育料徴収金額表における児童年齢は、年度を通じて当該年度4月初日の前日の満年齢を適用します。

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額 (月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯も含む)	0	0	
2階層	1階層を除き前年分の所得税非課税世帯	前年度の市民税非課税世帯	3,500	2,600
3-1階層		前年度分市民税が均等割の額のみ	10,300	7,300
3-2階層		前年度分市民税所得割課税世帯	11,800	9,200
4-1階層	1階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年分所得税額 9,000円未満	17,300	14,700
4-2階層		前年分所得税額 9,000円以上 28,000円未満	23,100	19,800
4-3階層		前年分所得税額 28,000円以上 40,000円未満	28,200	23,400
5-1階層		前年分所得税額 40,000円以上 73,000円未満	32,100	26,400
5-2階層		前年分所得税額 73,000円以上 103,000円未満	36,600	29,100
6-1階層		前年分所得税額 103,000円以上 170,000円未満	38,400	30,000
6-2階層		前年分所得税額 170,000円以上 413,000円未満	39,600	31,200
7階層		前年分所得税額 413,000円以上 734,000円未満	43,200	32,700
8階層	前年分所得税額 734,000円以上	46,400	34,400	

(注)

- 同一世帯で2人以上の児童が保育所の他に幼稚園や認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合も含め、同時に入所している場合は保育料が次のとおり軽減されます。
  - ・最も年齢の高い児童が全額徴収、次に年齢の高い児童が半額徴収、それ以外の児童は無料となります。(10円未満の端数は切り捨て)
- 2階層に属する、母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害者基礎年金等の受給者のいる世帯については無料となります。
- 3階層以上の母子世帯の児童については、半額徴収となります。
- 階層区分は、父母及びそれ以外の入所児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の税額を合算した額で決定します。
- 階層区分の市民税額は、平成25年度の税額(配当控除、住宅借入金等特別控除及び寄附金控除(ふるさと納税等)の税額控除適用前)で階層認定します。また、所得税額は、平成25年分の税額(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除及び国又は地方公共団体等に対する寄附金控除適用前)で階層認定します。
- 第3子以降の児童で、4歳未満の児童が1人だけ入所しているときは徴収基準額の半額、4歳以上の児童が1人だけ入所しているときは徴収基準額の2/3となります。また、2人以上同時入所の第3子以降4歳未満、4歳以上の入所児童のいる世帯は(注)①で全額徴収となっている児童が半額または2/3徴収となります。
- 別に定める特別保育(一時預かり保育及び延長保育)を利用する児童の保護者負担金は別途徴収します。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は1階層に属します。